

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	松波地域(松波[港町、中組町・白山町、御坊町、平尻町、第一・第二元組町・鍛冶町、上出町]、恋路集落、坪根集落、布浦集落[空林、布浦、鹿泊、比那、九ノ里]、滝之坊集落、駒渡集落、福光、明生)	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	287.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	148.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.1 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	70.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	84.1 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、松波地域では6.3haとなっている。その内訳は滝之坊集落は3.0ha、坪根集落1.1ha、駒渡集落1.0h、松波1.0ha、布浦集落[比那0.1ha、九ノ里0.1ha]となっており、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

坪根集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担う。坪根集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
松波、恋路集落、布浦集落[空林、布浦、鹿泊、比那、九ノ里]、滝之坊集落、駒渡集落の水田利用については、入作を含めた中心経営体の確保を目指す。現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。また、水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
松波、明生の畑利用については、中心経営体である認定農業者2経営体がそれぞれ担っていく。また、畑に不適格と判断された箇所については、保全管理等の検討をしていく。
布浦集落の畑利用については、中心経営体である認定農業者3経営体、福光の畑利用については、中心経営体である認定農業者4経営体がそれぞれ担っていく。また、畑に不適格と判断された箇所については、保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	0.6 ha	水稻	0.6 ha	恋路集落
認農法		水稻	4.5 ha	水稻	4.5 ha	坪根集落
認農法		水稻	7.5 ha	水稻	7.5 ha	松波
認農法		水稻	0.9 ha	水稻	0.9 ha	布浦集落
認農法		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	駒渡集落
認農		水稻	2.9 ha	水稻	0.9 ha	坪根集落
認農		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	松波
認農		水稻	0.1 ha	水稻	0.1 ha	布浦集落
認農法		野菜	5.2 ha	野菜	5.2 ha	福光
認農法		野菜	2.3 ha	野菜	2.3 ha	布浦集落
認農		野菜	0.1 ha	野菜	0.1 ha	松波
認農		野菜	5.0 ha	野菜	5.0 ha	福光
認農		野菜	0.3 ha	野菜	0.3 ha	布浦集落
認農		野菜	4.2 ha	野菜	4.2 ha	福光
認農		野菜	16.5 ha	野菜	16.5 ha	福光
認農法		草地	1.9 ha	草地	9.9 ha	福光
認農法		草地	7.7 ha	草地	15.7 ha	明生
認農		草地	0.9 ha	草地	0.9 ha	明生
認農		草地	3.9 ha	草地	3.9 ha	福光
認農		草地	1.1 ha	草地	1.1 ha	滝ノ坊集落
認農法		果樹	1.2 ha	果樹	1.2 ha	松波
認農法		果樹	2.7 ha	果樹	2.7 ha	明生
計	11経営体		70.1 ha		84.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

松波地域(松波[港町、中組町・白山町、御坊町、平尻町、第一・第二元組町・鍛冶町、上出町]、恋路集落、坪根集落、布浦集落[空林、布浦、鹿泊、比那、九ノ里]、滝ノ坊集落、駒渡集落、福光、明生)を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	上集落[上東、上西]	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	12.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.3 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、上集落では5.1haとなっている。既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っている。上集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保土管理等の検討をしていく。畑利用については中心経営体である認定農業者4経営体が担っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	5.9 ha	水稻	5.9 ha	
認農		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	
認農		水稻	1.2 ha	水稻	1.2 ha	
認農法		野菜	4.3 ha	野菜	4.3 ha	
認農法		野菜	0.1 ha	野菜	0.1 ha	
認農		野菜	0.2 ha	野菜	0.2 ha	
認農		野菜	0.3 ha	野菜	0.3 ha	
計	5経営体		12.3 ha		12.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

上集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	秋吉地域(秋吉集落、清真集落)	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	52.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	37.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	16.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	19.2 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、秋吉地域では3.4haとなっている。その内訳は秋吉集落2.3ha、清真集落1.1haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

秋吉集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っている。秋吉集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
清真集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っている。清真集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	9.7 ha	水稻	12.7 ha	秋吉集落
認農法		水稻	6.4 ha	水稻	6.4 ha	清真集落
認農法		野菜	0.1 ha	野菜	0.1 ha	清真集落
計	1経営体		16.2 ha		19.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

秋吉地域(秋吉、清真集落)を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	九里川尻集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.7 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	12.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.0 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、九里川尻集落では1.2haとなっている。既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

九里川尻集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っている。九里川尻集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。畑利用については中心経営体である認定農業者2経営体が担っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	8.9 ha	水稻	8.9 ha	
認農		水稻	1.1 ha	水稻	0.0 ha	
認農法		野菜	2.1 ha	野菜	2.1 ha	
認農		施設野菜	0.5 ha	水稻	0.0 ha	
計	3経営体		12.6 ha		11.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

九里川尻集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	河ヶ谷集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	2.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.3 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、河ヶ谷集落では5.9haとなっている。既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

河ヶ谷集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っている。河ヶ谷集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	2.3 ha	水稻	2.3 ha	
計	1経営体		2.3 ha		2.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

河ヶ谷集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	不動寺地域（不動寺集落、行延集落、山口集落[泉含む]、程谷集落、山中・満泉寺集落、十八束集落、国重集落）	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	149.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	94.3 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	18.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
③-1地区内における中心経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等）の耕作面積の合計	34.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	58.4 ha
（備考） 基盤整備事業に係る事業対象地は農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、不動寺地域では10.6haとなっている。その内訳は山口集落4.0ha、行延集落2.6ha、不動寺集落0.7ha、国重集落0.4ha、十八束集落0.2ha、程谷集落では1.1ha、山中・満泉寺集落1.6haとなっている。既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

山中・満泉寺集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っているが、今後さらに入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。例えば、太陽光発電所、テレワーク集落、スマート営農実験集落、又は漬物加工特区など荒れていく農地の使い道を検討していく。
不動寺、行延、山口（泉含む）、国重集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、基盤整備を実施する予定であり、不動寺、行延、山口（泉含む）、国重集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。また樹園地利用については、中心経営体である認定農業者2経営体と認定新規就農者1経営体が担っていく。
程谷、十八束集落の水田利用は、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	4.9 ha	水稻	9.9 ha	不動寺集落
認農法		水稻	1.2 ha	水稻	2.2 ha	行延集落
認農		水稻	1.0 ha	水稻	3.0 ha	行延集落
認農法		水稻	3.6 ha	水稻	13.6 ha	山口集落
認農法		水稻	2.3 ha	水稻	2.3 ha	山口集落(泉)
認農法		水稻	3.9 ha	水稻	6.9 ha	国重集落
認農法		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	山中・満泉寺集落
認農		水稻	1.0 ha	水稻	1.0 ha	山中・満泉寺集落
認農		野菜	0.1 ha	野菜	0.1 ha	不動寺集落
認農法		草地	5.0 ha	草地	5.0 ha	山口集落(泉)
認就		果樹	2.6 ha	果樹	2.6 ha	国重集落
認農		果樹	3.6 ha	果樹	3.6 ha	国重集落
認農		果樹	4.9 ha	果樹	7.9 ha	国重集落
計	6経営体		34.4 ha		58.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

不動寺地域(不動寺、行延、山口[泉]、国重、程谷、山中満泉寺、十八束集落)を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、不動寺、行延、山口、国重集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に、不動寺、行延、山口、国重集落を中心に収益性の高いカボチャなどの園芸作物の生産に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	宮犬集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	36.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.8 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	18.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.8 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、宮犬集落では2.9haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宮犬集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っている。宮犬集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。畑利用については中心経営体である認定農業者2経営体が担っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	7.0 ha	水稻	13.0 ha	
認農		水稻	0.2 ha	水稻	0.0 ha	
認農法		野菜	0.9 ha	野菜	0.9 ha	
認農法		野菜	9.0 ha	野菜	9.0 ha	
認農法		野菜	0.9 ha	野菜	0.9 ha	
計	3経営体		18.0 ha		23.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

宮犬集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	白丸集落[向出、下出、新村]	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	60.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	20.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.0 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、白丸集落では5.4haとなっている。既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

白丸集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っているが、今後さらに入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。また、水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。畑利用については中心経営体である認定農業者1経営体と認定新規就農者2経営体が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	8.4 ha	水稻	8.4 ha	
認農		水稻	0.1 ha	水稻	0.0 ha	
認農		水稻	0.2 ha	水稻	0.2 ha	
認農法		野菜	10.4 ha	野菜	10.4 ha	
認就		野菜	0.3 ha	野菜	0.3 ha	
認就		野菜	0.7 ha	野菜	0.7 ha	
計	6経営体		20.1 ha		20.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

白丸集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	白丸・小木地域(新保集落、越坂集落、明野集落、市之瀬集落、小木[東町、庄崎、三矢、西町])	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	125.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	65.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	6.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.0 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、白丸・小木地域では2.7haとなっている。その内訳は新保集落では1.0ha、越坂集落で0.8ha、市之瀬集落で0.9haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

新保、越坂集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っているが、新保、越坂集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。畑地利用については、入作を含めた中心経営体の確保を目指す。また、畑地に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
市之瀬集落の水田利用については、入作を含めた中心経営体の確保を目指す。現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。また、水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。畑地利用についても、入作を含めた中心経営体の確保を目指す。また、畑地に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
明野、小木の畑地利用については、入作を含めた中心経営体の確保を目指す。また、畑地に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	4.2 ha	水稻	4.2 ha	新保集落
認農法		水稻	1.1 ha	水稻	1.1 ha	越坂集落
認農法		野菜	0.7 ha	野菜	0.7 ha	明野集落
計	2経営体		6.0 ha		6.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

白丸・小木地域(新保集落、越坂集落、明野集落、市之瀬集落、小木[東町、庄崎、三矢、西町])を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	四方山集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	5.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.1 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、四方山集落では1.9haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

四方山集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っている。四方山集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
四方山集落の畑利用については、中心経営体である認定農業者1経営体が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	
認農法		野菜	4.8 ha	野菜	4.8 ha	
計	2経営体		5.1 ha		5.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

四方山集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いイチジクなどの園芸作物の生産に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	内浦長尾集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	38.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	1.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.4 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、内浦長尾集落では6.0haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

内浦長尾集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っている。内浦長尾集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
内浦長尾集落の畑利用については、中心経営体である認定農業者1経営体と認定新規就農者1経営体が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	0.6 ha	水稻	0.6 ha	
認農		水稻	0.3 ha	水稻	0.0 ha	
認就		野菜	0.8 ha	野菜	0.8 ha	
計	3経営体		1.7 ha		1.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

内浦長尾集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。